

扶桑町議会議案第 5 7 号

扶桑町児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例について

扶桑町児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 9 月 1 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

南山名名護根児童遊園を廃止するに当たり、条例を改正する必要がある
ので提案します。

扶桑町児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町児童遊園の設置及び管理に関する条例（昭和 5 3 年扶桑町条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表南山名名護根児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

扶桑町児童遊園の設置及び管理に関する条例の一部改正新旧対照表

新	
別表（第２条関係）	
名称	設置場所
(略)	
南山名寺前児童遊園	扶桑町大字南山名字寺前77番地
南山名北児童遊園	扶桑町大字南山名字御幸堂102番地の１
(略)	

旧	
別表（第２条関係）	
名称	設置場所
(略)	
南山名寺前児童遊園	扶桑町大字南山名字寺前77番地
<u>南山名名護根児童遊園</u>	<u>扶桑町大字南山名字名護根70番地</u>
南山名北児童遊園	扶桑町大字南山名字御幸堂102番地の１
(略)	